

商品名	
〇コロナ対策 生活資金支援ローン（一般個人ローン：特別扱い）	
保証会社	〇一般社団法人しんきん保証基金
ご融資対象者	<p>〇申込時の年齢が満20歳以上の方</p> <p>〇安定継続した収入のある方 （勤務先が休業中の場合、休業後の復職および安定した収入の見込みがあれば可）</p> <p>〇仮差押・差押・競売、破産・民事再生手続等の申立（予定を含む）、取引停止処分、延滞債務等の信用不安のない方</p> <p>〇制限行為能力ではない方、かつ反社会的勢力でない</p> <p>〇当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方</p> <p>〇一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</p>
お使いみち	〇新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって申込人が必要とする生活資金（事業性資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金、転貸資金は不可）。
ご融資金額	〇50万円以内（1万円単位）
ご融資利率	〇固定金利 利率 年3.90%
保証料率	〇年2.00% なお、保証会社へ支払う保証料はご融資利率に含まれています。
遅延損害金	〇年14.60%
ご利用期間	〇3ヵ月以上10年以内
ご融資方法	〇証書貸付
ご返済方法	<p>〇毎月元利均等または元金均等割賦返済（元金返済据置期間は、最長1年以内）</p> <p>※保証金額の50%以内につき6ヶ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可</p>
担保・保証人	〇不要です。
その他	<p>〇融資ご利用回数は、1回限りとします。</p> <p>〇詳しくは、当金庫の窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。</p> <p>〇お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9時～17時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。</p> <p>* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p>

商品名

○コロナ対策 生活資金支援ローン（一般個人ローン：特別扱い）

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページをご覧ください。

商品名

〇コロナ対策 生活資金支援ローン（一般個人ローン：特別扱い）

（1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫